手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業利用のしおり

~聴覚障がいのある方のために手話通訳者・要約筆記通訳者を派遣します~

聴覚瞳がい等のある人が、日常生活の困った場面で

手話通訳や要約筆記通訳を利用することが出来る事業です。

申し込むことができるのは?

磐田市内に住んでいる人。通訳支援を必要とする人。

費用は?

無料です。

通訳者への通訳料は磐田市が支払います。

※ただし講演会等で主催者が派遣を依頼する場合は有料です。

利用できるのは、どんな時?

困った時にはお気軽にご相談ください。 短い時間の通訳でも大丈夫です。

≪こんなときに利用できます≫

病院、役所、銀行、自治会などの会合、学校の参観会や保護者会

葬儀、結婚式等

≪利用できない場面≫

政治、宗教、営利目的に関する場合等

申し込みから派遣まで

申し込み

申込書(福祉相談課にあります)に記入し、原則としてFAXに て派遣日の7日前までに申し込んでください。

特に伝えたいことがある場合は、備考欄に書いてください。

通訳者の調整 通訳者の調整を行います。通訳者の指名はできません。



決 定

通訳者に確認し、通訳者が決定します。

申し込み者に、通訳者決定通知をFAXします。

派遣 通訳場所に通訳者が行き、通訳をします。

手話通訳者・要約筆記通訳者は、どんな人?

≪磐田市登録手話通訳者≫	≪磐田市登録要約筆記通訳者≫
手話通訳者全国統一試験に合格し、	全国統一要約筆記者認定試験に合格
磐田市に登録している手話通訳者	し、磐田市に登録している要約筆記通
	訳者

通訳依頼の時の注意

- ・申込書は、記入漏れがないように書いてください。
- ・申込書は、早めに出してください(7日前までに) 急病等緊急の場合は直前でも構いません。
- ・ 福祉相談課は 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分に 開いていますが、FAXは24時間通じます。
- ・ 時間外(夜間・早朝・休日)のFAXには、調整に時間が掛かります。 通訳者がなかなか見つからない時も、通訳者決定FAXが届くまでに時間が 掛かります。
- ・ 通訳の待ち合わせ時間を30分過ぎると、通訳者は帰る場合があります。 変更等ありましたら、早めに福祉相談課まで連絡(FAX)をお願いします。

手話通訳者・要約筆記通訳者には守秘義務があり 業務上知り得た情報を他に漏らすことは固く禁止されています。 安心してご利用ください。



<派遣申込み・問合せ先>

磐田市役所 健康福祉部 福祉相談課 障がい福祉グループ 〒438-0077 磐田市国府台57番地7 iプラザ(磐田市総合健康福祉会館)3階

FAX:(0538)36-1635 TEL:(0538)37-4919

メール: shogaifukushi@city.iwata.lg.jp